

令和元年9月20日
総務部 税務課
043-223-2126

令和元年台風15号による被災納税者に対する県税の申告・納付等の期限の延長措置について

令和元年台風第15号の影響により県内の広範囲で停電等が発生しており、多数の納税者の方が県税の申告や納付を期限までに行うことが困難な状況となっています。

このような状況に鑑み、県税に関する申告・納付等の期限を、地域を指定して当面の間延長することとしました。この延長措置により、指定地域内に住所等を有する方については、特別の手続をすることなく、自動的に期限が延長されることとなります。

1 地域指定による期限延長（千葉県県税条例第8条第1項の規定による延長）

(1) 対象者

「3 指定地域及び延長後の申告・納付等の期限」に掲げる指定地域内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者

(2) 期限の延長

千葉県県税条例又は地方税法に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、令和元年9月9日以降に到来するものについて、後日、別途告示で定める期日まで延長する。

※ 県税のうち個人県民税均等割・所得割については、市町村が個人市町村民税と併せて賦課・徴収しているため、各市町村の取扱いによります。

2 期限を延長する理由

- (1) 停電や断水等により、県内市町村において多くの方が多大な被害を受け、生活や事業再開の目途が立たないなど継続的に救助を必要としている状況であること。
- (2) 地域指定による期限延長により、被災納税者の負担の軽減を図ることができること。

3 指定地域及び延長後の申告・納付等の期限

指定地域（25市15町1村）	延長後の期限
千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町	令和元年9月9日以降に到来する期限について、後日、別途告示で定める期日まで延長する。

(備考) 指定地域の基準：災害救助法の適用区域

4 その他

- (1) 上記指定地域以外に住所等を有する方についても、災害により申告・納付等を期限までに行うことができないと認められる場合には、申請により期限を延長することができますので県税事務所へ御相談ください。
- (2) 国税や市町村税については、管轄の税務署又は市町村へお問い合わせください。